

(2) 台風の接近等により学生細則に定める公共交通機関が運休した場合。

(3) ストライキにより京阪電鉄が運休した場合。

2 第1項の規定にかかわらず、災害その他特別の事由がある場合は、教務委員会の判断により臨時に休講の措置を講ずることがある。

表6 偶発的事故等が発生した場合の授業の取扱

警報およびストライキ等の解除時刻	授業の取扱
午前7時までに解除された場合	第1限目から授業を行う
午前11時までに解除された場合	第1・2限目は休講とし、第3限目から授業を行う
午前11時を過ぎて解除された場合	終日休講とする

## 第5章 資格取得

### 第1節 教職課程

(免許状の種類)

第45条 本大学院において取得できる免許状の種類は、表7に定める。

表7 免許状の種類および教科

研究科名	専攻名	教員免許状の種類	免許教科
外国語学研究科	英語学専攻 (博士前期課程)	高等学校教諭専修免許状	英語
		中学校教諭専修免許状	英語

(基礎資格・所要資格および最低修得単位数)

第46条 免許を取得するための基礎資格・所要資格および最低修得単位数は、表8に定める。

表8 免許を取得するための基礎資格・所要資格および最低修得単位数

基礎資格	修士の学位を有すること		
所要資格	高等学校教諭一種免許状(英語)または中学校教諭一種免許状(英語)授与の所要資格を有する者		
免許状の種類	免許法で定める単位数		本学で定める単位数
	高等学校教諭 専修	中学校教諭 専修	高等学校教諭 中学校教諭 専修(英語)
免許法で規定する科目			
大学が独自に設定する科目	24	24	24

(履修方法)

第 47 条 本大学院の開設科目のうち、表 9 に定める科目の中から 24 単位以上を修得しなければならない。

表 9 大学が独自に設定する科目

免許状の種類 (教科)	免許法に定める 最低修得単位数	教科および教科の指導法に関する科目	単位数	必修	選択	備考	
中学校教諭 専修(英語)  高等学校教諭 専修(英語)	24	形態論・統語論研究	4		○	1科目4単位 以上を修得す ること	
		意味論・語用論研究	4		○		
		英米文学・英米文化研究	4		○		
				第二言語習得論研究	2	○	
				コミュニケーション文法論	2	○	
				英語学習達成度測定・評価研究	2	○	
				英語教員・学習者論研究	2	○	
				英語コミュニケーション研究 A	2	○	
				英語コミュニケーション研究 B	2	○	
				英語教育特別研究 A	2	○	
				英語教育特別研究 B	2	○	
				英語教育特別研究 C	2	○	
		英語教育特別研究 D	2	○			

## 第 6 章 雑則

(雑則)

第 48 条 本規程に定めるもののほか、必要な事項はその都度指示する。

## 第 7 章 改廃

(改廃)

第 49 条 本規程の改廃は理事会が行う。

附 則

本規程は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。(平成 25 年 12 月 12 日制定)

平成 27 年 4 月 1 日施行(平成 27 年 2 月 8 日改定)

平成 28 年 4 月 1 日施行(平成 28 年 2 月 27 日改定)

附 則

1. 本規程の改正は、2020 年 4 月 1 日から施行する。